

議会運営委員会会議録

(開会中 令和5年 3月15日)

長与町議会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和5年 3月15日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	青 田 浩 二	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
企画財政部長	森 川 寛 子	住民福祉部長	栗 山 浩 二

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案について
- (2) その他

開会 8時58分

閉会 9時10分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

会議次第によりまして進めますので、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。追加議案が出てまいりましたので、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は大変委員会審査のご多用の中、議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。今回追加でお願いいたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告が1件ございます。そしてもう一つは、令和5年度の長与町一般会計補正予算（第1号）の議案が1件でございます。以上2件でございますけれども、所管の部長の方から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それではまず、企画財政部関係につきまして。

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さまおはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。議案第24号令和5年度長与町一般会計補正予算（第1号）です。これは予算の総額に歳入歳出それぞれ1億839万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を145億6,628万2,000円とするものです。補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種のための追加予算となります。3月9日に国から接種の方針が示され、その方針に従って5月から接種を開始するため今回追加で補正をお願いするものです。何とぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に住民福祉部関係につきまして、栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。住民福祉部所管につきまして、報告1件を追加上程しておりますのでご説明をいたします。報告4和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につきまして、物損事故に伴う和解を行い、損害賠償の額を98万2,300円と定めることについて地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年3月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、ただ今説明がありました追加議案等につきまして、3月23日の議事日程に追加し追加議案は即決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定をいたします。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

今説明が終わりましたが、ちょっと委員長から質問を代表してさせていただきたいと思いますけども、3月7日から議会が開会をいたしておりますが、今の報告では3月10日に専決処分をしたということの報告がありましたけども、専決処分は議会開会がっているわけで、やむを得なく議会開会ができない場合に専決処分ができるようになっておりますので、その点はちょっと無理なことをされたんじゃないかなということですが、何か事情が特別にあったのか、議長への報告なんかがあったのかですね。我々全く分かりませんので、説明方をお願いします。

栗山部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

3月10日議会中に専決処分したものについては、直近の議会の方に報告をするとすることに規定がなっておりますので、直近は今回の議会中ということで報告をさせていただいた次第でございます。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

もう1回お尋ねしますけど、議会開会中である中で専決処分はできないんじゃないですか。その点があるもんですからお尋ねをしたんですけども、専決処分したら直近の議会に報告するというのは当たり前のことなんんですけども、議会が開会できないような場合に専決処分は可能なんですね。そういう規定になっていると思いますけども、ちょっと無理なことをされたのかなと思うんですが、何かご意見は。

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

地方自治法180条の中に議会の方で執行部の方に専決処分できる項目が何項目かございます。それについては条例の方にうたわれているとおりでございます。この中に今回の専決処分、要は事故等に対するそういう和解等については専決処分をすることができるということになっておりますので、議会中でありますも議会がない場合でありますも、それについては専決処分、こちらの方でできますと、執行部の方に委ねられているということで解釈しております。以上によりまして今回の事故関係あるいは他の専決処分については、その何項目かについては議会中であっても専決処分で対応できるということで考えているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が今ありましたけども、何か委員の皆さん方からありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二議員）

地方自治法の179条、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条のただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を使用する時間が余裕がないことが明らかで認めるときに町の専決処分ができるとなっていますね。専決処分は先ほど委員長が言われるように議会が成立しない、ここにある状況だと思うんですよ。確かに180条で簡易な部分については専決できるというふうになっているんですけど、議会が開かれないと、成立しないときとなっているんですよね、179条で。ということは議会中ですから専決処分じゃなくて、その議案として上程できるわけですから私も委員長が先ほど言われたように、判断がちょっと正しかったのかなというふうに思うんですけども、そこはどのようにお考えですか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

今の場合でございましても180条で専決処分できる項目がございます。これにつきましては議会中であってもできるということでございます。解釈をされておりますので、そういうふうに今のところ町の方では考えています。先日議会事務局とも十分協議を行いまして、この分は当然他の案件もそうですけど、全て議会事務局と十分協議をしながら専決処分で報告でいきましょうねということで考えているところでございます。議会事務局の方から発言もあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは局長の方から説明を求めます。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの地方自治法180条というのが議会の委任による専決処分ということで、長与町議会でも町長の専決処分事項の指定に関する条例というのをうたってまして、この分が第2条の3号、1件につき100万円以下の訴えの提起、和解及び調停ということでここでうたわれておりますので、こちらの方はもう議会が町長に委任したということで、町長の方での専決になっております。

○委員長（岩永政則委員）

それでは以上で質疑を終わりたいと思います。いいですか、皆さん。それでは次に、会期につきましては予定どおり3月23日までと決定をいたしておりますので、することをいきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではそのように決定をいたします。

以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

(閉会 9時10分)